

福生市障害者計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画【中間答申】に対する意見

(1)議員意見

実施期間 平成29年12月22日(金)～平成30年1月19日(金)

提出人数 無

(2)市民意見

実施期間 平成30年1月5日(金)～1月19日(金)

提出人数 1名 1件

提出方法 メール 1名

| | 市民意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|---|---|--|
| 1 | <p>障害者権利条約と障害者基本法の理念を継承し、特に障害当事者の意見が十分に反映出来るよう、当事者参加による事業計画の策定を重視して欲しい。</p> <p>また、障害当事者が参加する、実施状況を監視する合議体(委員会など)を設置して欲しい。</p> | <p>本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法及び国の指針を踏まえており、障害者団体の代表者も参加されている「福生市地域福祉推進委員会」に諮問し、計画案を作成しています。計画策定の前段として、市内の障害者の方に対し生活実態調査も実施しており、ここで得られた意見を計画に反映しています。障害者の方や障害福祉サービス事業所の職員等で構成された、「福生市地域自立支援協議会」でも、本計画への意見聴取を行いました。</p> <p>また、策定された計画は、「福生市地域福祉推進委員会」で毎年実施状況を確認し、事業の進捗管理を行っています。</p> |